

茨木市インフルエンザ予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき実施する予防接種であって、B類疾病に係るものであるインフルエンザ予防接種（以下「インフルエンザ予防接種」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 インフルエンザ予防接種の対象者は、インフルエンザ予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及び本市に居住する者で市長が特に必要と認めるもののうち、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表インフルエンザの項の下欄に掲げる者とする。

(実施方法)

第3 事業の実施方法は、市長の要望に応じてインフルエンザ予防接種の実施に協力することを承諾した医師により行う個別接種とし、回数は、対象者1人につき、1年度に1回とする。

(実費の徴収)

第4 市長は、インフルエンザ予防接種を行った場合は、予防接種法第28条の規定により、当該インフルエンザ予防接種を受けた者から実費徴収金として1,500円を徴収する。ただし、次に掲げる者については、当該実費徴収金を徴収しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

1 この要綱は、平成13年11月7日から実施する。

(令和2年度における実費の徴収の特例)

2 令和2年度における実費徴収金の徴収については、第4の規定にかかわらず、当該実費徴収金を徴収しないものとする。

(令和4年度における実費の徴収の特例)

3 令和4年度における実費徴収金の徴収については、第4の規定にかかわらず、当該実費徴収金を徴収しないものとする。

(令和5年度における実費の徴収の特例)

4 令和5年度における実費徴収金の徴収については、第4の規定にかかわらず、当該実費徴収金を徴収しないものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。